

在沖米海兵隊員による暴行事件に対する意見書

平成30年1月27日午後10時35分ごろ、北谷町美浜のホテルで米海兵隊普天間基地所属の3等軍曹（28歳）が男性従業員の顔を殴り現行犯逮捕された。沖縄署によると、宿泊客でない容疑者が酩酊状態でロビーに入ってきて、男性従業員が立ち退きを求めたところ殴られた。

いかに米軍が綱紀粛正・教育の徹底を誓い、軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針（リバティー制度）で規制しようと、昨年末の那覇市での死亡事故を含め飲酒による事件・事故は繰り返され、実効性が極めて乏しいのは自明である。米軍にとって禁止令等の発令や教育が何の意味も成しておらず、特に米海兵隊普天間基地から頻発・派生する諸問題には組織として何の対策も行っていないのではないかと疑わざるを得ない。命を失うような事件・事故が起ころうと直ちに再発している現状は、米軍内部の管理体制や規制、組織統制も全く機能していない証拠である。また、いずれのケースも個人責任とし、組織としての責任を負う事ではないとする過去からの米軍要人の発言からも具体的な解決策を模索する意図が感じられない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がっておらず、実質的な放置とも言え、怒りを禁じえない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回させ、規制を強化させること。
- 3 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県・日本政府・米政府の三者による特別対策協議会を設置し、事件・事故の再発防止と具体的な解決策を早期作成・公表・実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年2月5日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長